

計画変更認定申請

手数料額計算書  
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲                      建築物全体(複数建築物の認定)
- 2 計画書の評価方法                              非住宅部分:  
(該当する□にレを記入)                      □ モデル建物法   □ 標準入力法等

3 手数料額の計算

		適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物 (住宅部分 の共用部分 の床面積を 除く場合は □にレを記 入)	住宅部分の 床面積の合 計  □ 共用部 分を除く	別表4 4の(1)のイの (イ)のa  m <sup>2</sup> 円(a <sup>レ</sup> )	別表4 4の(2)のイの (イ)のa  円(A <sup>レ</sup> )
	非住宅部分 の床面積の 合計	別表4 4の(1)のイの (イ)のb  m <sup>2</sup> 円(b <sup>レ</sup> )	別表4 4の(2)のイの (イ)のb  円(B <sup>レ</sup> )
	合計	(a <sup>レ</sup> ) + (b <sup>レ</sup> )  m <sup>2</sup> 円	(A <sup>レ</sup> ) + (B <sup>レ</sup> )  円
他の建築物	合計	(c <sup>レ</sup> )  m <sup>2</sup> 円	(C <sup>レ</sup> )  円

合計                      \_\_\_\_\_ 円

(注意)

- 1 「別表4」とは、西東京市手数料条例別表第3の4の部を指す。
- 2 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第31条第2項の規定において準用する第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に西東京市手数料条例に定める額を加える。
- 3 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 4 金額(c<sup>レ</sup>)及び(C<sup>レ</sup>)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 5 本様式に別紙を添付すること。